

# 種の保存法※が改正されました

## ■平成25年7月2日から 希少野生動植物種の違法取引に関する 罰則が強化されます



- 種の保存法の規制対象種は、その希少性から高額で取引される場合があります、違法な捕獲や譲渡し等が後を絶ちません。
- 抑止力を高めるために、罰則の上限が大幅に引き上げられました。

### 国際希少野生動植物種

指定種類数：688種類（H25.6現在）



スローロリス



ホーリックガメ  
(通称ベガキリクガメ)

### 国内希少野生動植物種

指定種類数：89種（H25.6現在）



ミヤコタナゴ



ヤシハルテナカコガネ



### ■違法な捕獲等、譲渡し等、輸出入

(個人) **5年**以下の懲役若しくは**500万円**以下の罰金  
 (法人) **1億円**以下の罰金



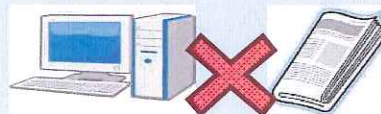
### ■販売又は頒布目的での「陳列」又は「広告(※)」

(個人) **1年**以下の懲役若しくは**100万円**以下の罰金  
 (法人) **2,000万円**以下の罰金

## ※インターネット等での**広告**も新たに**規制**されます。

(改正法の公布日(平成25年6月12日)から1年以内の政令で定める日から施行)

- 販売又は頒布の目的でインターネットや紙媒体等で広告することも、従来の陳列と同様に規制対象となります。
- 登録票のある国際希少野生動植物種の個体等を広告する場合には、登録を受けていることなどを明示しなければなりません。



インターネットでの掲載

紙での掲載

【お問い合わせ先】：環境省 自然環境局 野生生物課 (代表:03-3581-3351)

# 種の保存法※が改正されました。

平成26年6月1日から  
新たな規制・手続き  
が始まります。



スローロリス



イニホーラクガメ  
(通称ヘサキリクガメ)

希少野生動植物種

指定種類数: 777種類 (H26.5現在)

## ①インターネット等での**広告**も新たに**規制**されます。

- 販売又は頒布の目的で希少野生動植物種の個体等を**広告**することも、従来の**陳列**と同様に**規制対象**となります。
- 登録票のある国際希少野生動植物種の個体等を販売又は頒布の目的で広告する場合には、**登録を受けていること及び登録記号番号**を明示しなければなりません。

違反 ➡ × 30万円以下の罰金



インターネットでの掲載



紙での掲載

## ②**新しい手続き**が始まります。

- 登録票に記載された**区分**(例: 生体(個体) → はく製(個体の加工品))に**変更**を生じた場合、登録票を**返納**するか、**変更登録**の手続きをする必要があります。

違反 ➡ × 30万円以下の罰金(登録票を返納しなかった場合)  
× 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金  
(偽りその他不正の手段により変更登録を受けた場合)

- 登録票に記載された区分内の**主な特徴**(例: 重さ)に**変更**を生じた場合、**書換交付**の手続きをすることができます。

違反 ➡ × 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金  
(偽りその他不正の手段により書換交付を受けた場合)